

## 第6章 明細書、專利請求の範囲、図面及び要約書

1.1 特許及び実用新案.....	2
1.1.1 特許又は実用新案の名称.....	2
1.1.2 技術分野、先行技術、発明又は考案の内容、図面の簡単な説明、実施方法及び符号の説明.....	3
1.1.3 生物材料の寄託事項及び配列表.....	3
1.2 意匠.....	3
1.2.1 意匠の名称.....	4
1.2.2 物品の用途、意匠の説明.....	4
3.1 特許.....	5
3.2 実用新案.....	6
3.3 意匠.....	6
4. 要約書.....	7
5. 指定された代表図.....	7

## 第6章 明細書、専利請求の範囲、図面及び要約書

特許を出願する場合、願書、明細書、特許請求の範囲、要約書及び必要な図面を備えなければならない。実用新案出願は、願書、明細書、専利請求の範囲、要約書及び図面を備えなければならない。意匠出願は、願書、明細書及び図面を備えなければならない。

明細書、専利請求の範囲及び要約書はタイプ印書又は印刷しなければならず、タイプ印書又は印刷していない場合は、出願は不受理とする。しかし、出願書類のタイプ印書又は印刷していない状況が個人及び中小企業に多く見られ、且つ数量が少ないことを考慮し、彼らの出願日取得の権益のため、先ず期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合、始めて不受理とする。

明細書、専利請求の範囲、要約書及び図面の開示方法は、専利法及びその施行細則の規定に従って処理しなければならない。明細書、専利請求の範囲、図面及び要約書の方式審査事項及び規定に従って記入又は製図していないものに関する処理作業を、本章規範の重点とする。

### 1.明細書

#### 1.1 特許及び実用新案

明細書は特許又は実用新案における出願日の取得に必要な書類の一つであり、出願人が専利出願する際は、その属する技術分野において通常の知識を有する者がその内容を理解し、且つそれに基づいて実現することができるよう、専利出願する技術内容を明確且つ十分に明細書に開示しなければならない。

##### 1.1.1 特許又は実用新案の名称

明細書には発明又は考案の名称を記載しなければならず、且つ記載した名称は願書と一致しなければならない。もし未記載又は2つの書類に記載されている名称が一致しない場合は、期限を設けて補正を通知する。期限が過ぎても補正されず、2つの書類とも名称が記載されている場合は、明細書の最初のページに記載されているものを基準とする。2つの書類のうち1つの書類のみ名称が記載されている場合は、記載されているものを基準とする。2つの書類とも名称が記載されていない場合は、出願は不受理とする。

出願人が出願後、公告される前に発明又は考案の名称を変更する場合は、明細書最初のページの内容変更に関わることから、変更事項を記載した明細書の最初のページを別途添付しなければならない。注意しなければならないのは、

査定(処分)前に専利明細書上の発明又は考案の名称を変更する場合は修正に属し、査定(処分)確定後、発明又は考案の名称を変更する場合は訂正の規定に従って処理しなければならないことである。

### 1.1.2 技術分野、先行技術、発明又は考案の内容、図面の簡単な説明、実施方法及び符号の説明

明細書には発明又は考案の名称の他に、技術分野、先行技術、発明又は考案の内容、図面の簡単な説明、実施例及び符号の説明を記載しなければならない。明細書は、前述した順序及び方式に基づいて記入し、見出しを付け加えなければならない。図面がない場合は、その「図面の簡単な説明」及び「符号の説明」の2項目の欄に「なし」と記入することができ、それにより記入漏れでないことを確認する。明細書は各段落を明確に識別できるよう、各段落の前にすみ付き括弧内に記入した4文字のアラビア数字の番号順に配列する。例えば【0001】、【0002】、【0003】・・・等。

発明又は考案の性質がその他の方法によって表現される方が比較的明瞭である場合は、前述した順序、方式及び見出しの追加に基づいて記入しなくてもよいものとする。且つ明細書が明確且つ十分に創作内容を開示しているか否かについては、方式審査において判断するものではないことから、明細書が前述した順序、方式及び見出しの追加に基づいて記入されていなくても、明細書の内容を備えていれば、依然として手続きを継続する。

### 1.1.3 生物材料の寄託事項及び配列表

生物材料寄託の目的は、当該発明が属する技術分野において通常の知識を有する者が、その内容を理解して実施できるようにすることである故、既に生物材料を寄託している場合は、明細書の生物材料寄託欄に寄託機関、寄託期日及び寄託番号を記載しなければならない。出願前に既に外国の寄託機関に寄託している場合は、外国の寄託機関、寄託期日及び寄託番号を記載しなければならない。明細書に前述した寄託情報を記載していないが、寄託証明書類を添付している場合は、期限を設けて明細書上の生物材料寄託欄に寄託情報を記載するよう通知する。

発明において単一又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸の配列を含む場合は、明細書内に専利主務官庁が定めた様式に沿って単独でその配列表を記載しなければならない。実体審査時に審査できるよう、これと一致した電子データを添付することができる。

## 1.2 意匠

明細書は意匠出願における出願日の取得に必要な書類であり、意匠の名称、物品の用途及び意匠の説明を記載しなければならない。出願人は前述した順序及び方式に従って記入し、見出しを付け加えなければならない。

### 1.2.1 意匠の名称

意匠の名称は、意匠が応用される「物品」を定義づける主な根拠であり、意匠が施される物品を明確に指定しなければならない。無関係な文字を冠してはならない。関連意匠の「意匠の名称」は本意匠の「意匠の名称」と同一又は異なるものでもよい。

明細書には意匠の名称を必ず記載しなければならない。意匠の名称を記載せず且つ同時に物品の用途及び意匠の説明も記載していない場合は、明細書の未提出と見なし、期限を設けて補正を通知し、補正された日を出願日とする。期限が過ぎても補正しなかった場合は、出願は不受理とする。明細書に既に物品の用途又は意匠の説明が記載されているが、意匠の名称のみが欠けている場合は、期限を設けて補正を通知し、出願日には影響しない。

明細書に記載されている意匠の名称は願書と一致しなければならない。一致しない場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正せず、2つの書類とも名称を記載している場合は、明細書の最初のページに記載されているものを基準とする。

出願人が出願後、公告前に意匠の名称を変更する場合は、明細書の最初のページの内容変更に関わることから、変更事項を記載した明細書の最初のページを別途添付しなければならない。注意しなければならないのは、査定前に意匠明細書上の意匠名称を変更する場合は補正に属し、登録査定後、意匠名称を変更する場合は、訂正の規定に従って処理しなければならないことである。

### 1.2.2 物品の用途、意匠の説明

意匠明細書の物品の用途は、意匠が施された物品の使用、機能の補助的説明に用いられる。意匠の説明は、意匠の形状、模様、色彩又はその結合の補助的説明に用いられる。

専利出願に係る意匠が以下の状況のいずれかの場合は、意匠の説明に記載しなければならない：

- (1) 図面の開示内容に意匠を主張しない部分が含まれている。
- (2) 物品に応用される画像及びグラフィカル・ユーザー・インターフェース (GUI) 意匠が連続的に動態変化する場合は、変化の順序を記載しなければならない。
- (3) 各図面間に同一、対称又はその他事由により省略されている場合。

以下の状況のいずれかの場合は、必要に応じて意匠の説明に下記事項を簡潔に記載しなければならない：

- (1) 材料の性質、機能調整又は使用状況の変化により、意匠の外観に変化が生じる場合。
- (2) 補助図又は参考図を有する場合。
- (3) 組物意匠として出願した場合は、その各構成物品の名称。

物品の用途又は意匠の説明が既に意匠の名称又は図面により明晰に表現され、且つ記載する必要がない場合は、明細書に物品の用途及び意匠の説明を記載しなくてもよく、当該 2 項目の欄には「なし」と記入、空白、又は 2 項目の欄を省略することができる。物品の用途又は意匠の説明が既に意匠の名称又は図面により明晰に表現されているか否か、及び意匠の説明の記載事項に欠落があるか否かについては、方式審査の段階において判断できないことから、実体審査の段階で審査する。

## 2. 専利請求の範囲

特許出願又は実用新案出願において、その専利請求の範囲は少なくとも 1 つの請求項を記載しなければならない。2 つ以上ある場合は、アラビア数字の番号順に配列しなければならない。

もし請求項が番号付けされていない又はアラビア数字の番号順に配列されていない場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、元の専利請求の範囲に基づいて手続きを継続する。

## 3. 図面

### 3.1 特許

出願人が図面を作成する際は、それぞれの図面が 3 分の 2 までに縮小した場合でも図面中の各構成要素を鮮明に区別できるよう、工業製図方法を参照して黒線で明瞭に描かなければならない。

特許出願の図面が工業製図の方法により作成できない場合は、直接再現でき、並びに図面に適用される規定に符合していれば、写真を代わりとすることができる。写真を代わりとする際、カラー写真がより鮮明に発明内容全体を表現できる場合は、カラー写真をこれとすることができる。例えば：金属組織図、電気泳動図、コンピュータ X 線影像図、細胞組織染色図、動物実験効果比較図等である。

図面は図の番号及び符号を明記しなければならない。且つ図の番号順に従って配列し、必要な注釈以外は、その他の説明の文字を記載してはならない。図面

上に文字を注釈している場合、必要な注釈であるか否かについては、実体審査時において審査する。

特許出願の図面は工業製図の方法を参照にしなければならないが参照していない、図の番号及び符号を明記していない又は明確でない場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、元の図面に基づいて手続きを継続する。出願人が補正を提出した場合、その補正内容が出願時の明細書、専利請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えているか否かについては、実体審査の段階で審査する。

特許出願は、完全に技術内容を開示する目的を達成するため、出願人自らがその出願に図面を備える必要があるか否かを定めることができる。特許出願の明細書に図面の簡単な説明を有すると記載されているが、図面の全て又は一部が欠落している場合は、本篇第 5 章の図面欠落の処理原則を参照して処理する。特許出願にすでに図面を添えているが、図面の簡単な説明が漏れている場合、期限を設けて図面の簡単な説明を補正するよう通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、元の明細書に基づいて手続きを続行する。

### 3.2 実用新案

実用新案出願の図面の作成方法は特許の規定を参照するが、実用新案出願では図面の提出は必須であり、且つ図面は写真又はフローチャートのみであってはならない。

実用新案出願の図面が工業製図の方法を参照して作成されていない、図の番号及び符号を明記していない、又は明瞭でない場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しない場合は、元の図面に基づいて手続きを継続する。但し、図面が写真又はフローチャートのみであり、期限を設けて補正を通知したが期限が過ぎても補正しなかった場合は、出願は不受理とする。

実用新案の出願は、完全に技術内容を開示する目的を達成するため、その考案の物品内容を開示する図面を備えることは必須である。実用新案出願の図面の全て又は一部が欠落している場合は、本篇第 5 章の図面欠落の処理原則を参照して処理する。実用新案出願にすでに図面を添えているが、図面の簡単な説明が漏れている場合、期限を設けて図面の簡単な説明を補正するよう通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、元の明細書に基づいて手続きを続行する。

### 3.3 意匠

意匠出願の図面は、主張する意匠の外観を充分に開示できるに足る図説を備えなければならない。立体による意匠の場合は、立体図を含めなければならない。

い。意匠が連続的平面的なものである場合は、ユニット図を含まなければならない。いわゆる図面は、立体図、正面図、背面図、左側面図、右側面図、俯瞰図、仰瞰図、平面図、ユニット図又はその他補助投影図とすることができる。

図面は工業製図の方法を参照し、それぞれの図面が3分の2までに縮小した場合でも図面中の各構成要素を鮮明に区別できるよう、黒線で描いた図、コンピュータ・グラフィックス、又は写真で表現しなければならない。意匠の色彩を主張する場合は、図面にその色彩を表現しなければならない。図面に主張された意匠部分と主張されていない意匠部分は、明確に区分できる表示方法により表現しなければならない。

意匠の図面は、各図の名称を表示しなければならない。図面の表示が規定に基づいていない、表示されていない、又は明瞭でない場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、元の図面に基づいて手続きを継続する。

意匠出願において、完全に創作内容を開示する目的を達成するため、その意匠の物品内容を開示した図面を備えることは必須である。意匠出願の図面に一部欠落がある場合は、本篇第5章の図面欠落の処理原則を参照して処理する。

#### 4. 要約書

特許出願又は実用新案出願は、要約書を備えなければならない。要約書には、発明又は考案に開示されている内容の概要を平易な文章で簡潔に記載しなければならない。並びにその解決しようとする課題、課題を解決するための技術手段及び主な用途に限られる。その文字数は、原則として250字を超えないものとする。化学式を有する場合は、発明の特徴を最も示すことのできるものを掲げなければならない。要約書は、商業的宣伝文句を記載してはならない。

出願時に要約書を送付していない場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正していない場合は、出願は不受理とする。

英文の要約書を添付する場合は、中国語の要約書に基づいて翻訳しなければならない。

#### 5. 指定された代表図

代表図の目的は専利資料検索の効率を高め、使用者に迅速に特許、実用新案の技術又は意匠の創作内容の概要を理解させることである。出願人は出願する技術又は創作を最も理解していることから、専利出願において創作の特徴を代表するに最も相応しい図面がある場合は、出願人自らがそれを指定しなければならない。

図面を添付している特許出願又は実用新案出願において、出願人は当該発明

又は考案の技術的特徴を最も代表することのできる図面を代表図に指定し、その主な符号を配列して簡潔に説明を加えなければならない。指定された代表図に符号がない場合は、記載する必要はない。例えば：フローチャート、座標図、実験結果分析図等である。

代表図の指定は 1 つを原則とする。もし図面の中に代表図として適切なものがない場合は、指定代表図の欄に「なし」と記入しなければならない。もって記入漏れでないことを確認する。出願人が代表図を指定していない、又は代表図を指定したが代表図の主な符号を配列し簡潔に説明しなかった場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合でも、手続きを継続する。

意匠出願において、出願人は立体図又は当該意匠を最も代表できる図を代表図にしなければならない。出願人が代表図を指定していない場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合でも、手続きを継続する。